

まちづくりの一手段 ～リノベーション～

●住所＝串間市大字西方5500-2 ●☎/FAX＝0987-27-3075 ●開館日＝平日 午前9時～午後6時
●メール＝kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp ●HP＝http://kushima-panerp.com/

リノベーションとは数年前から注目されている手法で、簡単に説明すると、既存の建物に大規模な工事を行うことで、新築の状態よりも性能を向上させたり、価値を高めることをいいます。ゼロから造るよりもはるかにコストも削減され、環境にも配慮できることから今大注目の手法です。それを空き家対策や人口減の対策に活用しようとする市民団体、自治体や企業が今多く実践され、成果がでています。

串間においても人口減、廃校、空き家など同様の課題が目前にあります。市民団体からもそのワードが日々聞こえてきます。このような手法を考えてみるのも一つの手ですね。例えば、空き家を一軒市民でリノベーションし、市民のコミュニティスペースとして活用したり、ノウハウを統廃合で廃校となる中学校の利活用方法があります。

では何をどう始めたら良いのか？オススメなのが、北九州市で定期的に開催されているリノベーションスクール。ここでは実際に参加者同士でチームを構成し、空き家のリノベーションを企画提案、実践ができ、具体的に学べる内容となっています。参加された方が近くでは鹿屋市でリノベーションによるまちづくりを実践されています。気になる方は「リノベーション@北九州」で検索してみてください。詳しくみるができます。地域のために何かしたいけど何をしたらいいのかわからない。こんなこともあるよ、そんな想いで紹介させていただきました。しかし、これが全てでなく、一つの手段です。いろんな手段、いろんな想いで街をリノベーションしましょう。

地方創生特命部長
やまぐち
矢後雅司の
部長日記



新春懇話会の様子

福島地区自治会の 第22回新春懇話会に出席しました

今年は、本市の地方創生の大きな柱となる「道の駅を核とする中心市街地の活性化」について意見交換させていただき、大変有意義なものになりました。

「まちなかの道の駅」を集客戦略の核とする串間市中心市街地まちづくり実施計画を昨年11月に策定し、来年度以降、本格的に道の駅をどのように運営していくのか、具体的にどのようサービスを提供していくのか、幅広く意見を募って進めていきたいと思っています。

東九州自動車道の開通を見据え、多くの方々立ち寄ってもらえるような道の駅、まちづくりを行っていききたいと思っています。

子育て支援情報

子ども医療費助成制度について

串間市では平成28年6月1日から、未就学児の入院・通院医療費と小中学生の入院医療費に加えて、新たに小中学生の通院に対しても助成を拡充しています。



子ども医療費助成制度が拡充されたことで、串間市では中学校卒業まで医療費を無料で受けることができます（保険外診療、食事代などを除く）。

制度が始まって半年が過ぎましたが、あまり資格証を使う機会のない方や県外の医療機関を受診した場合などの問い合わせを受けることがあります。そこで再度、子ども医療費受給資格証の仕組みについてお知らせしたいと思います。

資格証交付申請

医療費助成を受けるには「子ども医療費受給資格証」が必要です（子どもが生まれたとき、転入などで新たに串間市にきたときは、福祉事務所で申請をします）。※未就学児はサーモン色、小中学生は紫色の受給者証です。

宮崎県内の病院・調剤薬局などの医療機関で健康保険証と資格証を窓口で提示することで助成を受けることができます。



県外の医療機関を受診したとき

県外の医療機関では子ども医療費受給資格証を使うことができません。その場合は償還払いの方法となります。

※償還払い：保険証だけを提示し、いったん支払いをして、その後領収書を福祉事務所窓口申請して払い戻す方法です。



《償還払いに必要なもの》

- ・医療機関の領収書（点数が記載されているもの）（原本（コピー不可））
- ・お子さんの保険証
- ・印鑑（認め印可、シャチハタ不可）
- ・子ども医療費受給資格証
- ・保護者名義の預金通帳

※申請期間は受診した翌月から1年以内となっています。1年を過ぎると助成できなくなりますので、ご注意ください。

住所、保険証、氏名に変更があったとき

子ども医療費受給資格証の変更届けが必要

要です。福祉事務所窓口にて変更届を行ってください。

学校だけがをしたとき



学校でのけがは、日本スポーツ振興災害共済給付金制度の適用となりますので、子ども医療費受給資格証は使用しないでください。もし、点数などの関係で日本スポーツ振興災害共済給付金制度の適用にならなかった場合は、その後子ども医療費の対象となりますので、償還払いの手続きを行ってください。

医療費助成などで医療が受けやすくなる一方、それに伴うコンビニ受診などの増加が懸念されています。

子どもたちの医療環境を守るためにも日頃から状況に応じて判断し、適正な受診を心掛けましょう。

問い合わせ先

福祉事務所（子ども政策係）（串間市総合保健福祉センター②番窓口）
☎72-0333（内線527）